

秋学期第 6 問

(1)甲は、A とともに同一の暴力団に属する者であったところ、予約したゴルフ場 B 倶楽部を訪れ、フロントにおいて、それぞれがビジター利用客として、備付けの「ビジター受付表」に氏名、住所、電話番号を偽りなく記入し、フロント系の従業員に提出してゴルフ場の施設利用を申し込んだ上で、同倶楽部においてゴルフをするなどしてその施設を利用した後に、それぞれ自己の利用料金等を支払った。次いで甲は、C がすでに予約していたところの D クラブでのゴルフに誘われたことから、当日同クラブを訪れ、フロントにおいて、備付けの「ビジター控え」に氏名を偽りなく記入し、これをフロント系の従業員に提出してゴルフ場の施設利用を申し込んだ上で、同クラブにおいてゴルフをするなどしてその施設を利用した後に、自己の利用料金等を支払った。

(2)B 倶楽部および D クラブは、いずれも会員制のゴルフ場であるが、B 倶楽部においては会員またはその同伴者、紹介者に限定することなく、ビジター利用客のみによる施設利用を認めていたのに対し、D クラブは、原則として、会員またはその同伴者、紹介者に限り、施設利用を認めていた。いずれのゴルフ場においても、利用細則あるいは約款において、暴力団関係者の利用を拒絶する旨の規定があり、ゴルフ場連盟およびゴルフ場防犯協会に加盟した上、立看板を設置するなどして、暴力団関係者による利用を拒否する意向を示していた。その一方で、受付表に暴力団関係者か否かを確認する欄はなく、その他暴力団関係者でないことを誓約させる措置は講じられておらず、また、暴力団関係者でないかを従業員が確認するとか、甲らが自ら暴力団関係者でない旨虚偽の申告をすることもなかった。

以上の事実関係の下、甲の罪責を検討せよ。

参考判例:最決平成 26 年 3 月 28 日刑集 68 卷 3 号 582 頁